

令和8年度 第1回狩猟免許試験案内

静岡県自然保護課 R8. 4. 17

1 試験の日時、場所

日時	ブロック	試験会場	免許の種類	対象居住地域
令和8年 8月23日 (日曜日) 午前9時～	東部	東部総合庁舎 ※定員あり (沼津市高島本町1-3)	わな猟	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡
		富士総合庁舎 (富士市本市場4-4-1)	第一種銃猟 第二種銃猟	
	中部	静岡総合庁舎 ※定員あり (静岡市駿河区有明町2-20)	わな猟	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、榛原郡
		藤枝総合庁舎 (藤枝市瀬戸新屋3-6-2-1)	第一種銃猟 第二種銃猟	
	西部	中遠総合庁舎 ※定員あり (磐田市見付3-5-9-4)	わな猟	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、周智郡
		浜松総合庁舎 (浜松市中央区中央1-12-1)	第一種銃猟 第二種銃猟	
—	静岡総合庁舎 ※定員あり (静岡市駿河区有明町2-20)	網猟	県内全域	

※ 原則として、住所地に応じたブロック会場での受験となりますが、網猟及びわな猟の会場はそれぞれ定員の設定があるため、定員に達した場合は他の会場での受験となるか受付期間内であっても受付を終了します（郵送提出の場合は消印日を受付日とします）。

※ 第2回：令和9年2月21日（日）に実施（網猟は第1回のみ）

2 申請書の受付期間、提出先（持参又は郵送）

受付期間 令和8年6月15日（月）～7月15日（水）

提出先 申請者の住所地を管轄する県農林事務所森林整備課

※窓口受付時間は平日午前8時30分～12時、午後1～5時。

提出先 (森林整備課)	所在地・電話番号	対象居住地域
賀茂農林事務所	下田市中 531-1 下田総合庁舎内 電話：0558-24-2082	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
東部農林事務所	沼津市高島本町1-3 東部総合庁舎内 電話：055-920-2169	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町

富士農林事務所	富士市本市場 441-1 富士総合庁舎内 電話：0545-65-2203	富士市、富士宮市
中部農林事務所	静岡市駿河区有明町 2-20 静岡総合庁舎内 電話：054-286-9061	静岡市
志太榛原農林事務所	藤枝市瀬戸新屋 362-1 藤枝総合庁舎内 電話：054-644-9243	藤枝市、島田市、焼津市、牧之原市、吉田町、川根本町
中遠農林事務所	磐田市見付 3599-4 中遠総合庁舎内 電話：0538-37-2301	磐田市、森町、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市
西部農林事務所	浜松市中央区中央 1-12-1 浜松総合庁舎内 電話：053-458-7234	浜松市、湖西市

※ 郵送の場合、簡易書留など発送記録が残る手続を推奨。

3 受験できない者（※県外在住者は受験できません）

- (1) 試験日時点で 20 歳未満（網猟、わな猟にあつては 18 歳未満）の者
- (2) 精神障害や環境省令で定める病気にかかっている者、自己の判断ができない者など
- (3) 鳥獣保護管理法違反で罰金以上の刑となり、その執行が終わってから 3 年未満の者
- (4) 狩猟免許を取り消されてから 3 年未満の者
- (5) 不正な手段で狩猟免許試験を受けたため、受験禁止処分を受けている者

4 試験の内容（※受験者が多い場合、午後 4 時過ぎまでかかる場合があります）

午前	知識試験	法令、猟具、鳥獣、鳥獣の保護・管理の分野から 30 問（90 分） ※既に他の狩猟免許を持つ者は 10 問（30 分、猟具以外の分野は免除）
	適性試験	視力、聴力、運動能力
午後	技能試験	網猟、わな猟 猟具の取扱い、猟具の判別、鳥獣の判別
		第一種・第二種銃猟 銃の取扱い、距離の目測、鳥獣の判別

注：午前の知識試験、適性試験で不合格だった場合、午後の技能試験は受けられません。

5 申請手数料（受付後の返還はいたしません）

5,200 円（既に他の狩猟免許を持つ場合 3,900 円）

6 提出書類…ご不明な点は農林事務所にお問い合わせください。

- (1) 狩猟免許申請書（1 通）
- (2) 欠格事由（法第 40 条）に該当していない旨の「**医師の診断書**」（1 通）
概ね 3 か月以内のもの（精神科医による診断の必要はありません）
銃刀法による銃所持許可を受けている者は、**銃砲所持許可証の写しでも可**
- (3) **顔写真**（1 枚）
 - ア 申請前 6 か月以内に撮影したもの
 - イ 無帽、正面、上三分身、無背景
 - ウ 大きさは縦 3 cm、横 2.4 cm
 - エ 裏面に氏名及び撮影年月日を記載しておく

- (4) **住所地を証する公的な書類** (1部) (※現住所地在静岡県であることを確認するため)
運転免許証・マイナンバーカード (表面) の写し等
※銃砲所持許可証の写しを提出する場合は不要
※住民票の写しを提出する場合はマイナンバー及び本人以外の住民の記載がないもの
- (5) **申請手数料** (静岡県収入証紙)
- (6) **返信用封筒** (長形3号)
切手 (110円) を貼り返信先を明記

7 合格発表 (9月中旬)

合格者には狩猟免状の、不合格者には不合格通知の発送をもって発表に代えます。

8 その他

- (1) 受験票は、試験日の1週間前頃に届きます。
- (2) 申請用紙は、県農林事務所窓口 (森林整備課) で入手できるほか、静岡県ホームページからもダウンロードできます。

<参考>実技講習会（主催：（一社）静岡県猟友会）

※受講は義務ではありません

日 時	令和8年8月8日（土） ※受付時間は受講者ごとに異なる。
会 場	静岡県教育会館（静岡市葵区駿府町1-12）
定 員	266人 電話又はインターネットによる先着順 （第一種銃猟96人、網・わな170人）
申込期間	令和8年6月22日（月）～令和8年7月15日（水）
申 込 先	（一社）静岡県猟友会事務局 電話またはインターネットでの申し込み https://forms.gle/JJcH9rf8APGK9pug6
内 容	実技のみ 鳥獣の知識と判別、網・わなの知識と判別等、模擬銃の点検・分解・操作等 ※学科については、受講申込書及び受講料をお預かり後、ご自宅宛に狩猟読本・狩猟免許試験例題集を発送いたしますので、各自にて勉強していただきます。
受 講 料	10,000円（テキスト代等及び送料を含む。猟友会員は8,000円） 令和7年度の実技講習会を受講し、テキストをお持ちの方は1,500円引
お問い合わせ先	（一社）静岡県猟友会 事務局（静岡市葵区駿府町1-12 静岡県教育会館3F） 電話：054-253-6427 F A X：054-253-6435 （平日9時～12時、13時～16時）